

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容 裁決・決定年月日	備考
4	H4.6.16	生活保護受給に関する保護台帳、ケース記録及びその他世帯に関する情報が記録されている一切の記録(ケース台帳)	一部開示	条例第11条第3項2号(第三者情報)該当性 3号(評価判定情報)該当性 5号(国等関係情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H4.6.26	東区 福祉部 保護第1課		異議申立人の死亡に伴い諮問取下げ H5.2.1	
5	H5.5.21	生活保護受給に関する保護台帳、ケース記録及びその他世帯に関する情報が記録されている一切の記録(ケース台帳)	一部開示	条例第11条第3項2号(第三者情報)該当性 3号(評価判定情報)該当性 5号(国等関係情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H5.6.8 H6.6.27	東区 福祉部 保護第1課	実施機関が非開示とした部分のうち、審議会が、開示が妥当であると判断した部分(判断基準のみを示した)を除いて、開示することが相当である。	一部認容 H7.1.6	
6	H6.9.14 H6.9.14	平成6年〇月〇日付自己に関する文書損害処分に係る〇〇中学校長から教育委員会に提出された上申書 平成6年〇月〇日付自己に対して行った文書損害処分書の決裁文書(認定事実及び処分理由がわかるもの)	適用除外 適用除外	条例第24条第3項(市の職員に関する事務のため取り扱う個人情報)該当性	H7.2.27 H7.5.24	教育委員会 総務部 教職員課	雇用と被雇用の関係を通じて成り立つ市と市職員との特別な内部関係は、基本的に条例の規律の対象外であり、このような情報について請求がなされた場合には、適用除外である旨の通知を行い、それに対する不服申立てがあれば、「市の職員に関する事務」に明らかに該当する場合は却下、該当するかどうか判断の余地が残されている場合は、本審議会に諮問のうえ再度検討すべきである。 本件の不服申立ての事例は、前者の場合であり、不適法であるとして却下するのが適当である。	却下 H7.7.5	
8	H8.4.8	〇〇中学校に平成4年4月に入学した△△△△△△に関する指導要録	一部開示	条例第11条第3項6号(行政運営情報)該当性	H8.5.14 H9.2.7	教育委員会 学校教育部 学校教育課	一部非開示とした部分は、これを全部開示することが相当である。 欄については、これが非開示となりうるか否かは、個々の実情に応じて慎重に判断されるべきである。本件事案について具体的に検討すると、これを非開示すべき理由は特に見当たらないと考える。	認容 H10.4.21	
11	H9.8.4	平成〇年〇月〇日での●●●●●●の死亡事故報告書に関する書類	不存在	条例第2条第4号(公文書)該当性	H9.9.3 H10.3.4	教育委員会 学校教育部 学校教育課	実施機関が行った不開示の決定は、妥当である。	棄却 H10.4.22	
12	H10.10.20	〇〇〇〇の●●●小学校での指導要録(H9.5月～H10.5月までのもの)	一部開示	条例第11条第3項3号(評価判定情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H10.11.5 H14.12.25	教育委員会 指導部 学校教育課 初等教育課	実施機関が行った個人情報一部開示決定処分については、これを取り消し、本件公文書を全部開示とすることが妥当である。	認容 H15.1.28	
13	H11.1.11	〇〇〇〇の●●●小学校でのいじめに関する事故報告書	訂正拒否	事実と合致する書類の提出がないため	H11.2.1 H15.1.27	教育委員会 指導部 学校教育課 初等教育課	実施機関が行った個人情報訂正・削除拒否決定処分は、妥当である。	棄却 H15.2.19	
14	H11.3.4	●●●小学校における平成10年2月3日より平成10年5月までの職員会議の会議録(〇〇〇〇に関する部分) <input type="checkbox"/>	不存在	条例第2条第4号(公文書)該当性	H11.3.30 H15.5.23	教育委員会 指導部 学校教育課 初等教育課	実施機関が行った個人情報不存在決定処分については、これを取り消し、本件会議録の一部を開示することが妥当である。	認容 H15.6.23	

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決	決定年月日	
15	H12.3.17	中央区保護課が有する自己に係る全ての情報、ケース台帳	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性 3号(評価判定情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H12.4.14	中央区 保護課	実施機関が非開示とした部分のうち、次の部分については開示することが妥当である。 (1) ケース台帳上の現業員等が本人に対して行った指導の内容部分 (2) 処遇方針策定状況票等の一定の様式により作成された文書上における見出し等の不動文字部分 (3) 情報提供者の協力により調査・収集した個人情報及び当該情報提供者に関する個人情報のうち、官公署等の公的機関の組織の名称部分	一部認容		
—	H12.4.11	福岡市立●●小学校における体育の授業について、○○○が見学となった月日及び理由を示す文書(99年度)	不存在	対象公文書不存在の妥当性	— —	教育委員会 指導部 保健体育課	— —	却下 H12.5.29		
—	H12.7.3	自己に係るケース記録	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性、 3号(評価判定情報)該当性 5号(国等関係情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	— —	保健福祉局 総務部 保護課	— —	却下 H12.9.7		
16	H13.2.23	診療報酬明細(○○クリニック:平成8年1月～平成12年11月)	一部開示	条例第11条第3項 3号(評価判定情報)該当性	H13.3.14 H13.12.28	南区 保健福祉センター 保護課	実施機関が行った一部開示の決定は、妥当である。	棄却 H14.2.4		
17	H13.2.23	診療報酬明細(○○クリニック:平成8年1月～平成12年11月)	一部開示	条例第11条第3項 3号(評価判定情報)該当性	H13.3.14 H13.12.28	南区 保健福祉センター 保険年金課	実施機関が行った一部開示の決定は、妥当である。	棄却 H14.2.4		
18	H13.4.5	○○○の建業物移転補償、工作物移転補償、営業休止等補償、移転雑費補償等)に関し、算定の根拠となった一切の資料	一部開示	条例第11条第3項 6号(行政運営情報)該当性	H13.5.9 —	七本島 用地部 東部用地課	— —	取下げ H14.1.10		
—	H13.7.11	開示請求者及び第三者が請求した開示請求者の住民票の写し等交付申請書(平成13年4月1日～平成13年6月8日申請分)	非開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性	— —	南区 総務部 市民課	— —	認容 H14.1.25		
20	H14.12.9	平成14年5月7日付けで、○○○公民館館長から発送された「暴言なき様ご配慮の件」という文書中に記載のある館長宛FAXによって送付された文書	非開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性	H15.1.6 H15.8.12	教育委員会 生涯学習部 社会教育課	実施機関が行った非開示の決定は、妥当である。	棄却 H15.9.4		

不 服 申 立 て の 状 況 (平成28年3月31日現在)

諮問 番号	不服申立て 年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決	決定年月日	
21	H15.6.26	生活保護ケース台帳(請求者の分)	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性 3号(評価判定情報)該当性 5号(国等関係情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H15.7.29	博多区 保健福祉センター 保健第1課	実施機関が非開示とした部分のうち、別紙(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容		
	H16.2.27				H16.5.12					
22	H16.2.16	〇〇〇〇に対する教職員からの体罰及びいじめに関した調査・報告・処分に関する文書	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H16.3.12	教育委員会 学務部 教職員第1課	実施機関が行った一部開示の決定は、妥当である。	棄却		
	H16.3.8				H16.12.21					
23	H16.2.16	〇〇〇〇に対する教職員からの体罰及びいじめに関した調査・報告・処分に関する文書	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H16.3.16	教育委員会 指導部 学校教育課 初等教育課	実施機関が非開示とした部分のうち、次の部分については開示することが妥当である。 (1) 平成15年6月6日付け(体罰)に関する事故について (報告)中の非開示部分 (2) 平成15年第18回教育委員会会議録中の発言者名	一部認容		
	H16.11.29				H16.12.21					
24	H16.3.10	南区保健福祉センターの特定職員の職務遂行に係る一切の書類	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性 3号(評価判定情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H16.3.16	南区 保健福祉センター 保健課				取下げ H16.6.24
26	H16.7.8	〇〇〇〇の平成16年2月26日以降の住民票の写し等交付申請書 開示請求者の分	一部開示	条例第11条第3項 2号(第三者情報)該当性	H16.9.8	東区 総務部 市民課	実施機関が行った一部開示の決定は、妥当である。	棄却		
	H17.12.14				H17.3.1					
—	H17.12.14	平成17年3月に〇〇がポータルサイトに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価に関する書類一件書類	一部開示	条例第20条 6号(行政運営情報)該当性		教育委員会 総務部 職員課		却下		
					H18.1.5					
27	H17.12.14	平成17年3月に〇〇がポータルサイトに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価に関する書類一件書類	一部開示	条例第20条 2号(第三者情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H18.1.4	教育委員会 新職員部 教職員第1課	実施機関が非開示とした部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。 (1)通報内容調査報告書(平成17年5月23日決定)備考欄	一部認容		諮問第27号、第29号は、まとめて答申、裁決を行っている。
	H18.11.27				H18.12.28					

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当職名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決・決定年月日	裁決・決定内容	
28	H17.12.28	平成16年度「指導力向上に関する特別研修生」に関する福岡市立〇〇学校●●校長の具申内容	一部開示	条例第20条 6号(行政運営情報)該当性	H18.1.26 H18.8.24	教育委員会 教育センター 研修課	実施機関が非開示とした部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。 (1)「教員の指導力等の状況記録表」の中の「指導力等の状況」の欄 (2)「教員の指導力等の状況記録表」の中の「教員の指導力等の状況」の欄 (3)「教員の指導力等の状況記録表」の中の「総合的状況」の欄 (4)「教員の指導力等の状況記録表」の中の「特記事項」の欄 (5)「指導記録」の中の年々日付の欄 (6)「指導記録」の指導に至った具体的な状況の欄 (1ページ目から6行目を除く) (7)「指導記録」の中の具体的な指導の方法と内容の欄	一部認容 H18.9.22		
29	H18.2.14	平成17年3月に〇〇がサポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価に関する書類、公務員倫理審査会に渡った全書類	一部開示	条例第20条 6号(行政運営情報)該当性	H18.2.22 H18.11.27	教育委員会 総務部 職員課	実施機関が非開示とした部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。 (1)通報内容調査報告書(平成17年5月23日決定)備考欄	一部認容 H18.12.28	諮問第27号、第29号は、まとめて答申、裁決を行っている。	
30	H18.2.20	開示請求者の生活保護開始時(昭和62年〇月〇日)から平成17年△月△日までのケース記録及び保護決定調書	一部開示	条例第20条 1号(本人情報)該当性 2号(第三者情報)該当性 3号(法人情報)該当性 6号(行政運営情報)該当性	H18.3.15 H19.12.19	東区 保健福祉センター 保健第2課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H20.1.17		
31	H18.4.4	平成17年〇月〇日付けの迷惑行為等処理記録	一部開示	条例第20条 2号(第三者情報)該当性	H18.4.26	住宅供給公社 市宮住宅部 業務課			取り下げ H20.1.8 諮問取下げ H20.1.11	
32	H18.4.5	〇〇区役所生活環境課●●課長が人事課に提出した請求者の「勤務状況報告書」及び第3係△△氏がこれに基づいて作った全区生活環境課自転車対策嘱託員配置案17年度	一部開示	条例第20条 第6号(行政運営情報)該当性	H18.4.26	総務企画局 人事部 人事課			取り下げ H18.6.10 諮問取下げ H18.6.20	
33	H18.10.10	福岡市立●●小学校 現在〇年生在籍 〇〇〇〇に関する在学証明、福岡市立●●小学校 現在〇年生在籍 〇〇〇〇に関する出席確認ができる文書(△、〇年次分)	非開示	条例第23条 第1項(存否応答拒否)該当性	H18.11.6 H19.7.19	教育委員会 学務部 学事課 教育委員会 指導第2部 初等教育課	実施機関が本件保有個人情報情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は妥当である。	棄却 H19.8.7		
34	H19.1.11	〇〇〇〇の家庭相談室における相談記録 開示請求者に係わる部分	非開示	条例第23条 第1項(存否応答拒否)該当性	H19.2.9 H20.1.10	博多区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	実施機関が本件保有個人情報情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は妥当である。	棄却 H20.1.28		
36	H19.9.7	福岡市長から平成19年〇月〇日付「措置入院決定のお知らせ」(保字第〇号)根拠となった同日の〇〇警察署における2名の精神科医による本鑑定の内容・結果に関する文書	一部開示	条例第20条 第1号(本人情報)該当性 第2号(第三者情報)該当性	H19.10.5	保健福祉局 保健医療部 保健予防課			取り下げ H19.12.17 諮問取下げ H19.12.20	

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象説明報告書(仮称)●●●●●	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決	決定年月日	
—	H19.10.16	事前説明報告書(仮称)●●●●●	一部開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第4号(安全等情報)該当性	— —	建築局 指導部 まちなみのルール づくり支援センター	—	—	取り下げ H19.10.26	
37	H19.11.1	事前説明報告書(仮称)●●●●●	一部開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第4号(安全等情報)該当性	H19.11.27 —	建築局 指導部 まちなみのルール づくり支援センター	—	—	取り下げ H20.2.12 諮問取り下げ H20.2.22	
38	H20.2.27	●○○中学校○年○組アンケート調査からでた●●● に関する一切の資料 ●○○部員のアンケート調査からでた●●●に関する 一切の資料 ●○人の加害者と認定した者のアンケート調査からで た●●●に関する一切の資料 ●教師が聞き取りによってメモした●●●に関する一切 の資料のうち、●●●以外の生徒が書いたアンケート	非開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H20.3.24 H21.2.10	教育委員会 指導第2部 学校指導課	棄却 H21.2.24	棄却		
39	H20.3.27	○○中学校が作成したいじめの具体的な内容	訂正拒否	訂正する理由がない。	H20.4.22 H21.2.10	教育委員会 指導第2部 学校指導課	棄却 H21.2.24	棄却		
40	H20.5.15	平成○年○月○日付 平成○年○月○日に受診し なさいという勤務命令の理由がわかる文章、決裁そ の資料	一部開示	条例第20条第1号(本人情報)該当性 第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H20.6.13 H21.10.6	●局 ●部 ●課	一部認容 H21.11.4	一部認容 H21.11.4		
41	H20.9.26	開示請求者のケース台帳、医療扶助台帳の全て及び その他の文書(○○福祉事務所の記録は除 く)(平成20年3月31日から平成20年8月14日)	一部開示	条例第20条第1号(本人情報)該当性 第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H20.10.22 H22.3.17	早良区 保健福祉センター 保護課	一部認容 H22.4.7	一部認容 H22.4.7		
42	H21.5.1	開示請求者のケース記録及び保護決定調査書(平成 14年7月24日～平成21年2月27日)	一部開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H21.5.26 H22.8.30	東区 保健福祉センター 保護第2課	一部認容 H22.9.16	一部認容 H22.9.16		
43	H21.6.17	開示請求者のケース台帳、医療扶助台帳の全て及び その他の一切の文書(○○福祉事務所の記録は除 く)(平成20年8月1日から平成21年5月15日)	一部開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H21.7.9 H22.3.17	早良区 保健福祉センター 保護課	一部認容 H22.4.7	一部認容 H22.4.7		

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

不 服 申 立 て の 年 月 日	不 服 申 立 て の 年 月 日	対 象 保 有 個 人 情 報	原 処 分	不 服 申 立 て の 内 容 (争 点)	高 裁 年 月 日 答 申 年 月 日	実 施 機 関 (担 当 課 名)	答 申 の 概 要	裁 決・決 定 内 容 裁 決・決 定 年 月 日	備 考
44	H21.12.17	生活保護開始日から平成21年9月16日までの入院・通院履歴に関する記録、平成18年4月から平成19年8月における生活保護受給記録、生活保護のケース記録、その他生活状況に関する記録及びその他上記に関連する一切の記録	一部開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H22.1.13	博多区保健福祉センター 保護第2課		取下げ H22.4.6 総開取下げ H22.4.27	
45	H23.1.25	開示請求者のケース台帳、医療扶助台帳の全て及びその他一切の文書(〇〇福祉事務所の記録は除く)(平成21年5月15日から平成21年12月14日)	一部開示	条例第20条第2号(第三者情報)該当性 第6号(行政運営情報)該当性	H22.2.15 H22.11.30	早良区保健福祉センター 保護課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H22.12.27	
46	H23.3.17	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
47	H23.3.17	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
48	H23.3.25	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
49	H23.3.25	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
50	H23.3.25	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
51	H23.3.25	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
52	H23.3.25	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	
53	H23.3.25	『平成〇年度福岡市〇〇嘱託員特別選考』における小論文評価記録、面接評価記録、総合評価記録	一部開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.15 H24.1.23	局 高部 課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部認容 H24.2.13	

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決	決定年月日	
54	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
55	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
56	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案及び平成○年度福岡市○○囑託員選考試験』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
57	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
58	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
59	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
60	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
61	H23.4.15	『平成○年度福岡市○○囑託員特別選考』における小論文答案	非開示	条例第20条第6号(行政運営情報)該当性	H23.4.27	局 部 課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却	H24.2.13	
					H24.1.23			棄却		
62	H23.4.22	住居表示台帳(福岡市城南区○○丁目○番○号)建物の世帯主名	訂正拒否	訂正する理由がない。	H23.5.18	城南区 市民部 市民課	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。	棄却	H24.5.31	
					H24.5.16			棄却		
63	H23.4.28	平成11年作成の住居表示新旧対照簿、住居表示新旧対照簿(閲覧用)及び電算入力一時作業用データに記録された異議申立人及びその亡くした父母の情報	訂正拒否	訂正する理由がない。 利用目的を達成している情報であるため訂正を必要としない。	H23.5.27	市民局 総務部 区政課	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。	棄却	H24.5.31	
					H24.5.16			棄却		

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決	決定年月日	
64	H23.8.24	平成11年作成の住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)に記載された異議申立人及びその亡父母の情報	訂正拒否	訂正する理由がない。	H23.9.21	市民局 総務部 区政課	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。	棄却		
					H24.5.16		H24.5.31			
65	H23.9.27	平成○年○月○日及び○月○日に秘書課において○○氏と応じた際の議事録	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H23.9.30	市長室 秘書課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却		
					H24.10.18		H24.10.23			
66	H23.9.27	平成○年○月○日付け福広聴第○○号について、現地調査などを行った結果、調査内容または報告書、現地の状況写真、決裁のものとなった文書	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H23.10.20	市長室 広報課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却		
					H24.10.18		H24.10.23			
69	H24.5.22	平成○年○月○日に郵送した手紙に対して電話連絡による回答へ至った書類	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H24.6.20	指導部 学校指導課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却		
					H25.3.15		H25.4.3			
70	H24.5.28	福岡市教育委員会学校指導課の主任指導主事へ平成○年○月○日に連絡した件についての、以後の対応の経緯についての書類	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H24.6.21	指導部 学校指導課	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。	棄却		
					H25.3.15		H25.4.3			
71	H24.9.25	介護保険に関する事務及び障がい者に関する事務における個人情報	利用停止拒否	利用停止拒否理由がない。	H25.10.24	城南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	実施機関が行った利用停止拒否の決定は、妥当である。	棄却		
					H25.8.5		H25.8.27			
72	H25.1.8	当方が依頼した、担当教諭から私の娘に対しての謝罪の場における、その内容を確認できる書類	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H25.1.8	指導部 学校指導課	実施機関が行った非開示決定処分は、妥当である。	棄却		
					H25.8.28		H25.9.25			
73	H25.4.17	開示請求者について記載した取扱注意文書	一部開示	条例第20条 第1号(本人情報)	H25.4.23	保険福祉局 高齢社会部 介護サービス課	実施機関が行った一部開示決定処分は、妥当である。	棄却		
					H25.8.29		H25.9.26			
74	H25.7.25	診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(医療機関に対して照会をしない事)	一部開示	条例第20条 第1号(本人情報)	H25.8.6	城南区 市民部 保険年金課	実施機関が非開示とした部分のうち、別表(略)に示す部分については、開示することが妥当である。	一部開示		
					H26.5.29		H26.6.23			
75	H25.9.19	診療報酬明細書	非開示	条例第20条 第1号(本人情報)	H25.10.16	西区 市民部 保険年金課	実施機関が非開示とした部分のうち、審議会が、非開示が妥当であると判断した部分(傷病名欄に記載された傷病名、摘要欄中の傷病名及び内訳のうち番号を除いた部分)を除いて、開示することが相当である。	一部開示		
					H27.1.14		H27.2.7			
76	H25.11.29	開示請求者が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H25.11.27	教育委員会 教育支援部 健康教育課	実施機関が行った非開示決定処分は、妥当である。	棄却		
					H27.5.18		H27.6.9			
77	H25.11.29	『学校給食人員変更届』備考欄記載の『不登校』の認定に至った根拠となる文書(認定の要件を満たしていることが確認できるもの)	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H25.11.27	教育委員会 指導部 学校指導課	実施機関が行った非開示決定処分は、妥当である。	棄却		
					H27.5.18		H27.6.9			

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決・決定年月日	裁決・決定年月日	
78	H26.2.12	「児童扶養手当支給停止処分 一部取消通知書」中の記載事項	訂正拒否	不服申立ての内容(争点) 訂正する理由がない。	H26.3.10 H27.5.18	東区 保健福祉センター 子育て支援課	実施機関が行った訂正拒否決定処分は、妥当である。	棄却 H27.6.12		
79	H26.2.12	東区役所子育て支援課からの電話連絡について、発言の根拠となる書類	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H26.3.10 H27.5.18	東区 保健福祉センター 子育て支援課	実施機関が非開示決定処分後、再検討した結果、なお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。	一部認容 H27.6.12		
80	H26.4.4	審査請求人と連絡がつかない状態であったことについて、具体的な期間を示した根拠となる文	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H26.5.1 H27.8.3	教育委員会 指導部 学校指導課	実施機関が行った非開示決定処分を取り消し、審査請求人が送付した文書を開示することが妥当である。	認容 H27.9.2		
81	H26.4.6	事故報告書	一部開示	条例第20条 第2号(第三者情報)	H26.5.1 -	東区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	-	認容 H26.6.18		
82	H26.4.28	請求者に関する、国民健康保険資格認定事務及び福岡県障害者福祉課に提出した書類	一部開示	条例第20条 第2号(第三者情報) 第6号(行政運営情報)	H26.5.28 H28.1.13	保健福祉局 総務部 総務課	実施機関が非開示とした部分のうち、事業者に派遣された福岡市職員が、福岡市の職務に復帰した後の福岡市における役職名については、開示することが妥当である。	一部認容 H28.2.12		
83	H26.9.1	建築指導課からの文書に記載されている情報	却下	訂正請求対象箇所の個人情報 報核該当性	H26.9.25 -	住宅供給公社 保全課	(審議中)	- -		
84	H26.9.1	住宅供給公社からの文書に記載されている情報	却下	訂正請求対象箇所の個人情報 報核該当性	H26.9.25 -	住宅供給公社 保全課	(審議中)	- -		
86	H26.12.3	措置診察・入院関係書類	一部開示	条例第20条 第1号(本人情報) 第2号(第三者情報) 第6号(行政運営情報)	H26.12.25 -	保健福祉局 健康医療部 保健予防課	(審議中)	- -		
87	H26.12.3	医療保護入院関係書類、退院・処遇改善に関する書類	一部開示	条例第20条 第1号(本人情報) 第6号(行政運営情報) 第7号(法令情報)	H26.12.26 -	保健福祉局 健康医療部 精神保健福祉センター	(審議中)	- -		
-	H26.12.3	診療報酬明細書	一部開示	条例第20条 第1号(本人情報)	- -	南区 市民部 保険年金課	-	認容 H26.12.22		
88	H26.12.3	厚生障害年金取上げ関係書類	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H26.12.25 -	博多区 保健福祉センター 保健第1課	(審議中)	- -		
89	H26.12.26	学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H27.1.20 -	教育委員会 学校指導課	(審議中)	- -		

不服申立ての状況 (平成28年3月31日現在)

諮問番号	不服申立て年月日	対象保有個人情報	原処分	不服申立ての内容(争点)	諮問年月日 答申年月日	実施機関 (担当課名)	答申の概要	裁決・決定内容		備考
								裁決	決定年月日	
90	H27.2.13	保有個人情報一部開示決定通知書の、開示しない部分の概要及び理由	却下	訂正請求対象箇所の個人情報 報該当性	H27.3.9 -	東区 保健福祉センター 子育て支援課	(審議中)	- -		
94	H27.4.12	保有個人情報、訂正決定以前に訂正されなかつた根拠となる文書	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H27.5.13 -	教育委員会 教育支援部 健康教育課	(審議中)	- -		
95	H27.4.12	子の長期欠席について、学校から市教育委員会へ報告している「欠席事由」が確認できるもの	一部開示	条例第20条 第2号(第三者情報)	H27.5.13 -	教育委員会 指導部 学校指導課	(審議中)	- -		
97	H27.5.2	個人資産状況調査結果及び肖像写真	非開示	条例第20条 第6号(行政運営情報) 対象公文書不存在の妥当性	H27.6.1 -	中央区 市民部 保険年金課	(審議中)	- -		
98	H27.5.21	給与支払報告書(特別徴収)に係る給与所得異動届出書の異動事由欄	訂正拒否	訂正拒否決定処分の妥当性	H27.6.12 -	財政局 税務部 法人税務課	(審議中)	- -		
99	H27.6.8	「長期欠席児童・生徒調査 1～3月」中の表A・表B・表Cの記載	訂正拒否	訂正拒否決定処分の妥当性	H27.7.8 -	教育委員会 指導部 学校指導課	(審議中)	- -		
100	H27.6.17	火災原因調査報告書	一部開示	条例第20条 第2号(第三者情報) 第4号(安全等情報)	H27.7.10 -	消防局 予防部 予防課	(審議中)	- -		
103	H27.8.18	生活保護に関する一切の文書	一部開示	条例第20条 第2号(第三者情報) 第6号(行政運営情報)	H27.9.14 -	早良区 保健福祉センター 保護課	(審議中)	- -		
107	H27.11.5	「保有個人情報訂正決定通知書」の「保有個人情報 の訂正の内容」欄	訂正拒否	訂正拒否決定処分の妥当性	H27.11.24 -	教育委員会 教育支援部 健康教育課	(審議中)	- -		
108	H27.11.12	児童扶養手当受給資格者名簿の「支給対象児童」欄に長男が記載されていない根拠となる文書	非開示	対象公文書不存在の妥当性	H27.12.9 -	東区 保健福祉センター 子育て支援課	(審議中)	- -		
109	H28.1.6	「児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書」に係る決裁文書の「起案の趣旨等」	訂正拒否	訂正拒否決定処分の妥当性	H28.1.15 -	東区 保健福祉センター 子育て支援課	(審議中)	- -		
111	H28.3.17	国民健康保険保険手続時の事業所記載情報	訂正拒否	訂正拒否決定処分の妥当性	- -	早良区 市民部 保険年金課	-	- -		